

## 盛土規制法第 21 条第1項、第 40 条第1項に基づく届出に関する Q&A

Q)都市計画法による開発許可や森林法による林地開発許可など、他法令による許可を受けて行っている工事中も届出は必要か。

A)必要です。なお、道路や公園等の政令第2条で定める公共施設用地で行う工事や採石法による認可を受けて等の政令第5条で定める災害の発生のおそれがないと認められる工事、農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為については、届出は不要です。

Q)この届出は、宅地造成等工事規制区域の場合に必要なか。

A)宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域のいずれの区域でも必要です。届出が必要となる工事の規模については、規制区域による違いはありません。

Q)届出書の提出先はどこになるのか。

A)工事を行う場所が高松市外の場合は、香川県建築指導課開発・盛土規制室に提出してください。持参のほか、電子申請による提出も可能です。なお、電子申請による提出は、令和7年 10 月1日に申請フォームを公開する予定です。また、手数料は不要です。  
工事を行う場所が高松市内の場合は、高松市都市整備局建築指導課に提出してください。

Q)届け出が不要な工事として示されている「通常の営農行為」とは。

A)農地や採草放牧地において、通常の生産活動及びほ場管理のために行われる土地の形質を維持する行為で、盛土規制法の対象外として扱われるものです。具体的な考え方等は、「宅地造成及び特定盛土等規制法に関する許可申請等の手引き」(2.7.4)をご確認ください。

Q)届出を行うと、どうなるのか。

A)法令に基づき、以下の内容を、県の HP で公表します。

①工事主の氏名または名称、②宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地、③宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図、④届出年月日、⑤工事施行者の氏名又は名称、⑥工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日、⑦盛土もしくは切土の高さ又は土石の堆積を行う最大堆積高さ、⑧盛土もしくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積、⑨盛土もしくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

Q)届出をした工事が完了したときに、手続きはあるか。

A)ありません。盛土等に伴う災害を防止するため、適切な維持管理をお願いします。

Q)一連の事業として計画を立て盛土等の工事に着手しているが、その計画内で工事に着工していない場所がある。この取り扱いはどうなるのか。

A)他法令や条例等で許可を受けた、または届出等を行った計画については、計画地内に工事着手していない場所があったとしても一連の行為として認める場合がありますので、開発・盛土規制室までご相談ください。